

災害対応法制の見直しに関する取組経緯等について

1 災害救助権限移譲等に係る主な要請の経緯

- 平成8年11月 『地方分権推進に関する指定都市の意見』
※ 阪神・淡路大震災を踏まえた要請
- 平成26年5月 『災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請』
※ 東日本大震災を踏まえ、災害復興部会での議論を経て要請
- 平成26年 地方分権に関する提案募集（指定都市市長会共同提案）
⇒ 平成27年1月 閣議決定
救助事務の委任は現行規定上も可能。予め都道府県・市町村間で十分調整し、委任の内容・場合を定めておくことが有効
- 平成28年 救助権限の移譲等について要請又は意見表明
6月・7月・11月 ※ 熊本地震の発生を機とした要請
- 平成29年 全政令指定都市市議会による災害時の法制度に関する見直しを
9月～11月 求める意見書議決
- 平成30年4月 **『災害救助法の見直しに係る指定都市市長会要望』**
※ 国の災害救助法改正に向けた動き等を踏まえ要望

2 国における災害救助法改正に向けた作業等

- 平成28年12月 中央防災会議 防災対策実行会議熊本地震WG報告書
- 平成28年12月 災害救助に関する実務検討会（全5回）
～平成29年12月 ・ 内閣府から法改正に言及した最終報告
都道府県と同等の災害対応能力を持ち、権限移譲を希望する指定都市で、基準に適合するものを内閣総理大臣が指定し、災害救助の主体とする
- 平成30年2～3月 **災害救助事務の連携強化に関する協議の場**（全4回）
- 平成30年5月 **災害救助法改正案 閣議決定**

3 災害救助法改正案の概要

資料2（参考資料②）（内閣府作成資料）参照

4 今後の対応

指定都市市長会としては、今後、法成立後に国において行われる救助実施市の指定基準策定に当たり、客観的な基準にするとともに、希望するすべての指定都市が指定を受けることができることを前提とした基準とするよう、働きかけていく。